

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第17号

廃品回収
トラブル

無料回収をうたいながら、後から高額な料金を
請求する悪質な廃品回収業者に注意しましょう！



事例

無料回収というチラシを見て電話で申し込みをした。業者が来て、不用品をトラックに積み込んだ。無料だと思っていたら、処分料として18万円の請求を受けた。話が違うと言ったが、支払ってくれという。クーリング・オフしたい。

アドバイス

- ・自分から電話をかけて申し込んでいるので、**クーリング・オフはできません**。業者に対して無料だと錯誤したので、契約は無効だと交渉していくことになります。
- ・このように無料回収をうたっているにもかかわらず、回収時に料金を請求されたり、見積りより高額な料金を請求されたりすることがあります。業者の住所や連絡先がわからない場合、代金を支払ってしまうと、解約や返金が困難になるので注意して下さい。

被害にあわないために！

- ・不用品の処分は名古屋市のルールに従って行いましょう。名古屋市のゴミ収集に出せない一部の家電品やパソコンなどの処分方法を始め、**処分方法がわからない場合は、各区環境事業所に確認しましょう。**
- ・「廃品回収」や「リサイクル」をうたって高額な料金を請求する業者もあります。**納得のできない契約をしてしまったら、消費生活センターに相談しましょう。**



わからないうちは、
センターに
聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ11階

平日

TEL 052-222-9671

土・日

TEL 052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間

午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)